

28 全宅連発政策第 52 号
平成 29 年 1 月 13 日

都道府県協会長 殿

(公社)全国宅地建物取引業協会連合会
政策推進委員長 小林 真



「改正宅地建物取引業法」関連資料のご送付について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本会の会務運営に際し格別のご尽力を賜り感謝申し上げます。

ご案内のとおり、平成 28 年 6 月 2 日に公布されました「宅地建物取引業法の一部を改正する法律（以下「改正法）」につきましては、これまでも関連情報が公表された都度速やかにご案内してまいりましたが、情報が分散し改正内容の全容が理解しにくいことから、すでにご案内済みの情報及び現時点での最新情報を、改めてご案内させていただきます（すでにご案内しております資料と重複するものがあることをご容赦下さい）。

貴協会におかれましては、傘下会員へのご周知等に遺漏なきを期していただければ幸いです。

なお、国土交通省では、今年度中に「省令」「宅建業法の解釈・運用の考え方（ガイドライン）」「改正の内容に係る Q & A」を公表する予定ですので、公表され次第、ご案内させていただきます。

敬 具

記

1. 改正宅地建物取引業法の概要 …… 1 部
※改正の概要と施行日を整理した一覧表です。

2. 改正法 新旧対照表（再送） …… 1 部

3. 施行日をめる政令（再送） …… 1 部

4. 「改正宅地建物取引業法の施行に向けて（案）」及び「参考資料」 …… 1 式

※「国土交通省 社会資本整備審議会 不動産部会が平成 28 年 12 月 26 日に公表した改正法の運用のあり方をとりまとめたものです。このとりまとめを踏まえ、省令やガイドライン等が策定されます。

※なお、広報誌リアルパートナー2016年7-8月号紙上研修でも改正法の詳細が掲載されておりますので併せてご参照下さい。

以 上